

回 覧

ミツバチを飼育する方へ

この度、「養蜂振興法」が改正され、1群でもミツバチ（日本蜜蜂、西洋蜜蜂）の飼育を行う者は届出が必要となりました。

下記に該当する方におかれましては役場産業振興課まで連絡をお願いします。

- 新規にミツバチを飼育し始めた方
- 趣味で飼育している方
- 飼育をしているが、飼育届を出していない方



※ただし、花粉交配用のみにミツバチを飼育される方は届出不要です。

（花粉交配用のミツバチでも、通年飼育している場合は届出の対象となります。）

腐蛆病（ふそびょう）には特に注意してください。

腐蛆病は、ミツバチの伝染病の中で、最も大きな被害をもたらします。届出があることで、検査を受けることが出来る（有料）など被害を未然に防げる場合もありますので、町民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

※被害が出ると下の写真のような状態になります。



河津町役場産業振興課
農林水産係 飯田
TEL 0558-34-1946

河津町教育委員会主催 生涯学習講座 さくらアカデミー

パソコン教室

今回のパソコン教室はエクセルの基礎的な操作について学習していきます。
初級者向けの内容になります。

☆実施日 平成29年 3月3日(金)、8日(水)、
10日(金)、15日(水)、17日(金)
午後7時00分～午後9時00分

☆講師 板垣 徹 氏 (静岡パソコンサポートアクティビティ)
補助指導者：サポートスタッフ、教育委員会職員

☆内 容 エクセルの基礎 (ワークシートの作成まで) の学習

☆場 所 河津中学校パソコン室 (2階)

☆対 象 初級者 (下記の①②に当てはまる方)

①自宅にパソコンがある方

②パソコンの基本操作 (キータ입 등) ができる方



☆定 員 20名まで (先着)

☆受講料 500円 (テキスト代等 初回に集金します。)

☆持ち物 筆記用具

受講生 募集!!

2月8日 (水) から受付開始

お問合せ・申し込み：河津町教育委員会 TEL0558-34-1117まで



檜っ子

河津町立西小学校

平成29年 1月 6日号

「学校教育目標」 ひのきのように のびる子

～根を張り 葉を広げ 力をつける～

「重点目標」 よく考えて 心明るく 元気よく



明けましておめでとうございます

校長 松本文貴

新年明けまして、おめでとうございます。平成29年の新しい年が明けました。今年は、元日から晴天が続き私の住む松崎（西伊豆の海岸線）からは、青い海と空、その向こうには富士山がたいへんきれいに見えました。皆様におかれましては、ご家族おそろいでよいお年をお迎えのことと思います。今年も、河津西小学校の子どもたちのために、ご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。

今年の「酉年（トリ）」は、「取り込む」に繋がるといわれ運氣も取り込めるそうです。また酉の由来に「果実が極限まで熟した状態」という意味もあり、そこから物事が頂点まできわまった状態が酉年だといわれます。学習や習い事などで成果が得られる年にしたいものです。成果を得られるためには、先ず種を蒔かなければなりません。これから、人のため・みんなのためという気持ちで種を蒔き、自分自身の世界に一つだけの花を咲かせていきたいものです。きっと64種の温かく美しい花が咲きほこることと思います。



さて、学校では本日3学期の始業式を迎えました。子どもたちの顔からは、充実した冬休みだった様子とまとめの3学期を頑張ろうとする意欲が見られ、教職員一同楽しみにしているところです。3学期は50日という短い期間ですが、各学年にとっては



1年間のまとめや次の学年に向けての飛躍の時期となります。特に、6年生にとっては小学校最後の集大成として、卒業式を迎える大きな意味をもつ学期となります。一日一日を大切にして有意義な日々を過ごしてほしいと思います。河津西小学校で学んだ事、身につけた事を生かし、中学生になっても自信と誇りをもって進んでいってほしいと願っています。

1月の行事予定

日	曜	行事等	給
5	木		
6	金	始業式 集団下校 11:35	×
7	土		
8	日		
9	月	成人の日	
10	火	書き初め会	○
11	水	委員会活動 SC来校	○
12	木	国算定着度調査 PTA常任委員会 19:30	○
13	金	卒業写真撮影	○
14	土		
15	日		
16	月	代表委員会	○
17	火	児童集会	○
18	水	家庭読書の日 集団下校 13:40	○
19	木	租税教室(6年) 縦割り遊び 読み聞かせ(低)	○
20	金	読み聞かせ(高)	○
21	土	賀茂地区小中書き初め展(ベ이스テージ)	
22	日	賀茂地区小中書き初め展(ベ이스テージ)	
23	月		○
24	火	全校給食	○
25	水	1日参観日 長縄集会(業間) 学校保健委員会(56年 5校時) SC来校	○
26	木		弁
27	金	家庭読書の日 集団下校 13:40 6時間目カット	○
28	土		
29	日		
30	月	家庭読書の日 集団下校 13:40	○
31	火	中学入学説明会	○

2月の主な行事予定

1日(水)家庭読書の日・集団下校 13:40
 2日(木)新入生体験入学
 6日(月)委員会活動
 7日(火)しゃくなげ
 8日(水)家庭読書の日・集団下校 13:40
 9日(木)縦割り遊び SC
 13日(月)代表委員会
 14日(火)新入生入学説明会
 15日(水)家庭読書の日・集団下校 13:40
 21日(火)地区集会
 22日(水)家庭読書の日・集団下校 13:40
 SC
 24日(金)PTA常任委員会 19:30～
 27日(月)委員会活動 SC
 28日(火)6年生を送る会

1月のSC(スクールカウンセラー)

11日 8:15～11:15

25日 12:30～16:30

お話ししてみたい方は

どうぞお申し込みください。

36-8122 西小 和泉まで



長縄集会

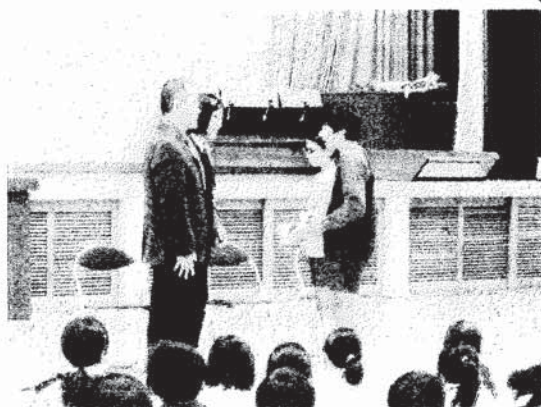
1日参観日に長縄集会を行います。3分間で八の字を何回跳べるか競います。子どもたちは、ひのきっ子タイムを使って、各学年ごと(56年生は同一チーム)で練習し、記録も着実に伸びてきました。当日は子どもたちのがんばりを見に来てください。



赤い羽根共同募金への協力、ありがとうございました

11月の下旬に、児童会が中心になり、赤い羽根共同募金に取り組みました。短い期間でしたが、9,289円のお金が集まりました。

12月14日に、町の社会福祉協議会の方が学校に来校し、児童集会で手渡すことができました。ご協力ありがとうございました。



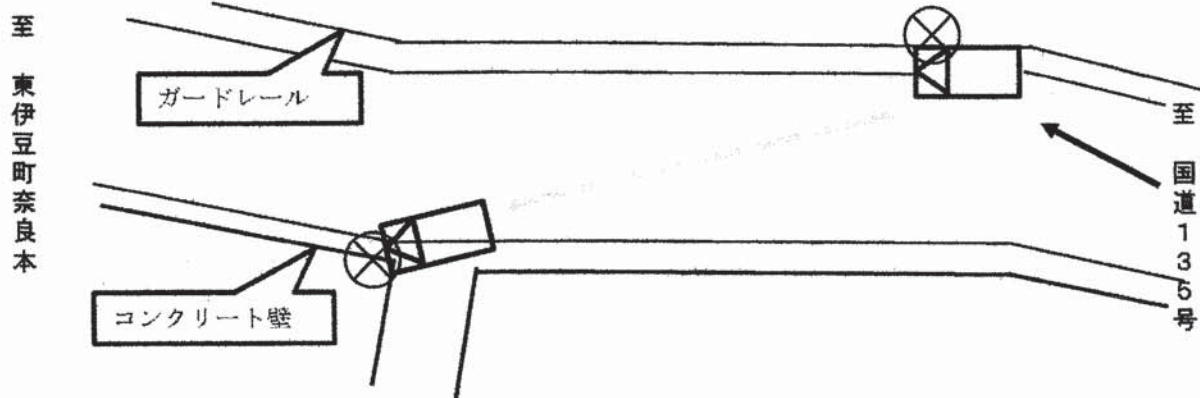
報速所駐

平成29年1月10日発行
下田警察署
下佐ヶ野駐在所
高木 隼也
TEL 35-7019

東伊豆町で高齢者単独死亡事故発生！！

軽四乗用車が壁面に単独衝突！！

日時：平成29年1月9日（月） 午前9時30分頃
場所：賀茂郡東伊豆町白田地先 町道



80歳代男性が運転していた車が、右側のガードレールに接触後、左側のコンクリート壁に衝突、運転手及び助手席同乗者80歳代女性が全身を強く打ち死亡しました。

○あわてず、急がず慣れた道でも安全に！



自宅の近くや慣れた道での交通事故が多く発生しています！

慣れた道でも油断せず、スピードを落とし、ハンドル操作、アクセル、ブレーキの操作を的確に行い、運転に集中しましょう！！

また必ずシートベルトは着用しましょう！
シートベルトは自分の身を守る命綱です。
「近くに行くだけだから」と着用を怠るのは危険です。



「レターパックでお金を送れ」とは詐欺！！
警察官職の相談は下佐ヶ野駐在所（35-7019）まで

駐在所だより 1月号

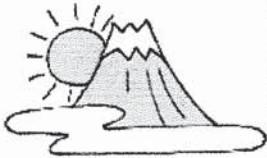
平成29年1月発行

下田警察署

下佐ヶ野駐在所 高木 隼也

TEL 35-7019

新年、あけましておめでとうございます！



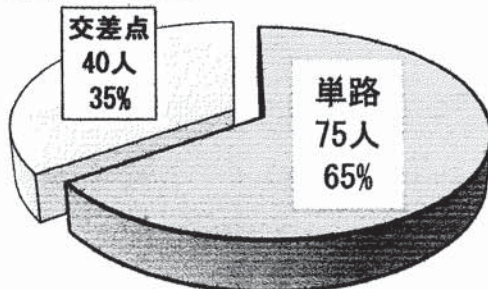
上河津における平成28年中の交通事故

盗難事件	3件（前年より+2件）
器物損壊	1件（前年より+1件）
人身事故	15件（前年より+4件）
物件事故	75件（前年より+2件）



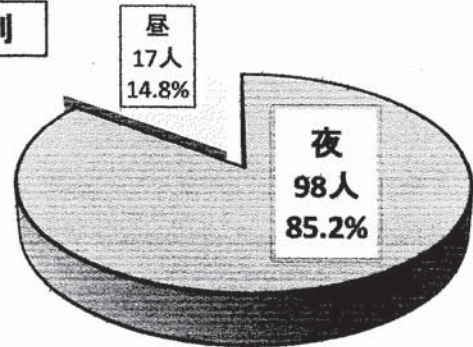
去年は、上河津で2件(2件とも高齢者)の交通死亡事故が発生！！ 高齢歩行者の道路横断中事故の特徴

1 道路形状別



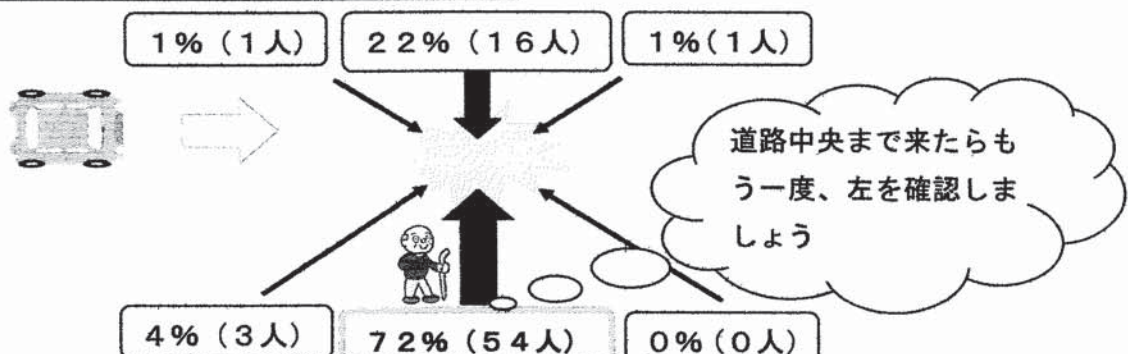
- ・ 単路の横断が交差点内の横断を上回る

2 昼夜別



- ・ 8割以上が夜間に発生

3 単路横断中の高齢歩行者の通行方向別



- ・ 横断後半に、左から来る車(車から見て右から左の横断者)との衝突が72%を占めている

高齢歩行者の視野では中心から約33mしか見えません。時速50kmの車が走って来た場合、特に夜間は距離感がわかりにくく、車からも横断者の発見が遅れる場合があります。

温暖で雪道に不慣れな静岡県



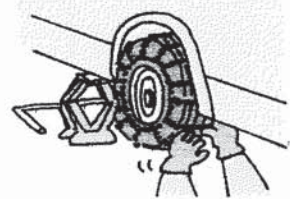
積雪・凍結時の交通事故多発!



降雪が予想される場合は、交通手段の検討や雪道対策の準備をしましょう!



降雪時のポイント



○ ドライバーの皆さんへ

- ・ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着しましょう。
- ・ 出発時のフロントガラスの凍結に注意し、良好な視界を確保しましょう。
- ・ 速度を控え、十分な車間距離をとり「急ブレーキ」「急ハンドル」「急発進」など「急」の付く運転を控えましょう。
- ・ 橋の上やトンネル出入り口等は凍結しやすいので注意しましょう。
- ・ 自動車やタイヤの性能、運転技能を過信しないように注意しましょう。

○ 自転車利用の皆さんへ

凍結部分でスリップして転倒し怪我をする危険性が高いため、自転車の利用は控えましょう。

○ 歩行者の皆さんへ

凍結部分で、足を滑らせ転倒する危険性がありますので、不要な外出は控えましょう。

外出する場合は、滑りにくいシューズの着用を心掛けましょう。

110番は緊急通報専用です



110番は、事件・事故などの緊急時のためのものです。

迷わず「1分、1秒でも早い通報」をお願いします。

また、相談や照会などは、県警ふれあい相談室又は最寄りの警察署・交番へお問い合わせください。

「県警ふれあい相談室」

事件事故や犯罪被害に関する相談・要望・意見（24時間受付、通話料はかかります）

・ プッシュ回線

9110

・ ダイヤル回線

054-254-9110

警察相談は # 9110へ!!



マイマイホール "Mai Mai Hall" イベントカレンダー

2017年

2月

1 (水)
大ホール

下田市民劇場 第142回例会
『SOETSU』
開演18:30 終演20:45(予定) 関係者のみ
～新規会員募集中!～
お問い合わせ先
下田市民劇場 ☎0558-23-2933

4 (土)
大ホール

静岡県教職員組合賀茂支部
こどもの未来を語る会
開演13:00 終演15:00 ご自由に
お問い合わせ先
静岡県教職員組合賀茂支部 ☎0558-22-0523

5 (日)
小ホール

下田市史 別編 幕末開港 刊行記念講演会
開演13:30 事前申込制(定員100名)
※1/16(月)より教育委員会 電話及び窓口にて受付
お問い合わせ先
下田市教育委員会 生涯学習課
☎0558-23-5055

6 (月)
小ホール

earth vol.33
EARTH CLASSIC
下田市民文化会館名誉館長
山田和樹がお届けする
クラシックのすすめ第11弾



開場18:00 開演19:00
チケット(未就学児入場不可)
出演
フルート 竹山 愛
ピアノ 稲生 亜沙紀
楽しいおしゃべり 山田和樹

お問い合わせ先
下田市民文化会館 ☎0558-23-5151

7 (火)

伊豆太陽農協 金融・共済合同観劇
7日(火)①13:30～16:00②17:00～19:30

8 (水)

8日(水)①10:00～12:30②13:30～16:00
③17:00～19:30

9 (木)

9日(木)①10:00～12:30②13:30～16:00
③17:00～19:30

10 (金)
大ホール

10日(金)①10:00～12:30②13:30～16:00
関係者のみ
お問い合わせ先
伊豆太陽農協 ☎0558-23-6013

16 (木)
小ホール

民生委員・児童委員 新任委員 研修会
開演10:30 終演15:30 関係者のみ
お問い合わせ先
静岡県健康福祉部地域福祉課
☎054-221-3525

18 (土)
小ホール

第8回 下田まち遺産
“こども”シンポジウム
開演14:00 終演15:30 ご自由に
お問い合わせ先
下田市役所 建設課 ☎0558-22-2219

21 (火)
小ホール

(NPO)賀茂地区生涯大学英学園
第20回講座・閉講式
開演13:00 終演16:30(閉講式16:00～16:30)
関係者のみ
お問い合わせ先
(NPO)賀茂地区生涯大学英学園
☎0558-22-0650

22 (水)
小ホール

高齢者・障がい者の旅行サポートを
推進するための連続講座②
ユニバーサルツーリズムで地域活性化
～障がい者が障がい者の旅をサポートする
神戸の事例に学ぼう～
14:30～16:45 事前申込制
お問い合わせ先
(NPO)みんなの家 ☎0558-52-4730

23 (木)
小ホール

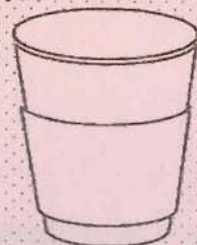
NO BORDER presents
Last School Festival
～卒業間近マジか!!文化祭第二弾!!～
16:00～19:00 ご自由に
お問い合わせ先 間宮 ☎090-4445-3146

下田市民文化会館内にある喫茶コーナーのマイマイカフェ
マリブルを基調とした爽やかな店内で
おすすめのエスプレッソはいかがですか?

その他にも、カプチーノ、カフェラッテ
フレーバーコーヒーなど
テイクアウトもできます。



Mai Mai Cafe



※内容に変更等ある場合もございます。予めお問い合わせいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。



マイマイ カフェ
Mai Mai Cafe

10:00 am ~ 4:00 pm テイクアウトもできます

下田市民文化会館

tel:0558-23-5151 fax:0558-23-5311

〒415-0024 静岡県下田市四丁目1番2号

URL: <http://shimoda.main.jp/earth> e-mail: ss-hall@vmail.plala.or.jp

facebook

『いいね!』を押すと最新の情報がとどきます



下田市民文化会館名誉館長 山田和樹がお届けするクラシックのすすめ第11弾

EARTH CLASSIC

—— 出演 ——

フルート
ピアノ

竹 山 愛
稲生 亜沙紀

楽しいおしゃべり 山田 和樹

2017.2.6 (月)

OPEN 18:00 / START 19:00

下田市民文化会館EARTH(小ホール)

● 入場料 ¥3,000 (全席自由) ●

チケット好評発売中！

お問い合わせ 下田市民文化会館

☎ 0558-23-5151

申告を忘れずに！

平成29年1月1日現在、河津町に住んでいる方は、**住民税の申告**または**確定申告**により、平成28年中の所得を申告することになっています。申告をしないと、所得証明書等の発行、国民健康保険税の軽減措置、児童手当の受給などに不都合が生じる場合があります。忘れずに申告しましょう。

■ 住民税の申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、河津町に住所がある方
※収入のなかった方も、その旨申告してください。

■ 住民税の申告が不要な方

- ① 確定申告(所得税の申告)をしている方・または行う予定の方
- ② 給与収入のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から河津町へ提出されている方
- ③ 公的年金等収入のみで、公的年金等支払報告書が支払先から河津町へ提出されている方
(医療費控除・生命保険料控除等の各種控除を受ける方は申告が必要です。)

住民税申告受付

住民税の申告受付を下記のとおり行います。今年から申告会場が役場第2会議室のみになります。

■申告受付日

月 日	曜	対 象 地 区
2月13日 14日 15日	月 火 水	全地区
2月16日	木	湯ヶ野・小鍋・下佐ヶ野
2月17日	金	全地区
2月20日	月	梨本・川横・泉奥原・大鍋
2月21日 22日 23日	火 水 木	全地区
2月24日	金	見高浜・長野・見高入谷
2月27日	月	天川・上佐ヶ野・筏場・大堰
2月28日	火	逆川・縄地
3月1日～15日 (土・日除く)		全地区

■申告会場 役場2階 第2会議室

■受付時間 9:30～16:00

※社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、今年から各地区への出張受付を廃止し、全て役場での申告受付となります。ご不便をおかけしますがご了承ください。なお、これまで出張していた地区につきましては、地区限定の受付日を設定しましたのでご利用ください。

※譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)がある方は「サンワーク下田」で確定申告が必要です。
※申告内容によっては、「サンワーク下田」での確定申告へ行っていただく場合がありますのでご了承ください。

◇問い合わせ先 町民生活課 税務係 ☎34-1928

●公的年金等を受給されている方の申告について

- ・収入が公的年金等収入のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に受けたい控除がすべて記載されている場合、住民税申告は不要です。
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、各種控除(医療費控除、生命保険料控除等)を追加することにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。
- ・公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出が不要の場合でも、住民税の申告は必要です。

■ 確定申告(所得税の申告)が必要な方

- 事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物などを売った方で、所得合計額が、社会保険料控除や扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ①給与の年間収入が2千万円を超える方
 - ②給与以外の所得金額が20万円を超える方
 - ③2か所以上から給与を受けている方

税務署による確定申告相談

会 場	期 間
下田市民スポーツセンター 「サンワーク下田」 第一会議室 (下田市敷根 761)	2月16日(木)～3月15日(水) 土・日曜日を除く 開設時間 9:00～17:00 (受付終了時間 16:00)

- ・会場では電子申告(e-Tax)による申告相談を行います。
- ・税務署から送られたハガキ又は封書、「利用者識別番号等の通知」(緑色又は茶色の「重要書類」と書かれた封筒に入れてお渡ししています。)をお持ちの方はご持参ください。
- ・期間中、下田税務署内では申告書の作成指導は行っていません。

出張相談		2月			3月
会 場	受付時間	21 (火)	22 (水)	24 (金)	3 (金)
河津町役場 第1会議室	9:30～15:30		○		
東伊豆町役場 大会議室	9:30～12:00 13:00～15:30	○		○	○

税務署の職員が来所し、電子申告(e-Tax)による申告相談を行いますので、積極的にご利用ください。

※譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)及び贈与税の申告相談は「サンワーク下田」のみで行います。出張相談では対応いたしませんのでご注意ください。

2月16日(木)～23日(木)(土・日曜日を除く)には税理士による「無料税務相談所」が開設されます。
開設時間 9:30～12:00 13:00～16:00 会場:サンワーク下田 第二会議室

◆国税庁ホームページから確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(水)です。
- ・消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は3月31日(金)です。

◇問い合わせ先 下田税務署 ☎22-0185

自動音声により案内しておりますので、確定申告(所得税・消費税・贈与税)に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

住民税申告、確定申告(所得税申告)に必要なもの

●マイナンバーの確認書類及び本人確認書類…下記参照

●印鑑(シャチハタ不可)

●事業所得、農業所得、不動産所得のある方…収入・支出(経費等の内訳)がわかる帳簿・領収書等

●給与所得、年金所得のある方……給与所得源泉徴収票、公的年金等源泉徴収票

●生命保険契約などに基づく個人年金のある方……支払証明書等

●生命保険料控除を受ける方……保険料控除証明書(一般・介護医療・個人年金)

●地震保険料控除を受ける方……保険料控除証明書(地震・旧長期損害)

●医療費控除を受ける方……支払った医療費領収書や保険金等で補てん金額がわかるもの

●障害者控除を受ける方……障害者手帳、障害者控除対象者認定書

●寄附金控除を受ける方……領収書または寄附金受領証明書

●社会保険料控除を受ける方

・国民年金保険料および国民年金基金掛け金……社会保険料控除証明書

※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の納付確認書は、役場町民生活課②の窓口で発行いたします(無料)。また、納付額確認ハガキを1月下旬に送付いたします(普通徴収分のみ)。

●所得税の還付を受けるために確定申告する方…振込先(本人名義に限る)の口座番号がわかるもの

申告にはマイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、今年の申告から、マイナンバー(個人番号)の記載・本人確認が必要になります。

◆申告書への記載

申告書へ申告者本人、扶養親族および事業専従者のマイナンバーの記載が必要になります。

◆本人確認

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、本人確認書類が必要になります。本人確認書類には、「番号確認書類」と「身元確認書類」がありますので持参してください。

・住民税申告の場合又は税務署員が対応して確定申告書を提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

・町職員が対応して確定申告書を提出する場合は、本人確認書類の写しを確定申告書へ添付する必要がありますので、コピーを持参してください。

・ご家族の分を申告する場合も同様ですので、申告者の本人確認書類を持参してください。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます。

※コピーを持参の場合は、両面をコピーしてきてください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番 号 確 認 書 類

【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

◇通知カード

◇マイナンバーの記載された住民票の写し
又は住民票記載事項証明書

いずれか1点

身 元 確 認 書 類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・障害者
手帳・在留カードなどの写真付身分証明書

(上記が困難な場合): 健康保険証・年金手帳 など

いずれか1点

●事業(農業)・不動産収入がある方へ

◎平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

○対象となる方

事業(農業)所得・不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方(白色申告者も対象です)

※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

○記帳する内容・帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載すべき帳簿(法定帳簿)を備え付けて、収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、業務に関して任意で作成した帳簿(任意帳簿)や業務に関して作成し、又は受領した請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

申告の際は、帳簿書類をお持ちください。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

医療費控除を受ける方

一年間に支払った医療費が一定額を超えると、医療費控除を受けられますが、下記のとおり領収書の集計が必要になります。あらかじめ整理・集計のうえ、領収書を持って申告受付をしてください。

事前に準備される方は、医療費控除用の明細書(封筒)を役場町民生活課に用意してありますのでご利用ください。

医療費控除を受けられる医療費等(払った医療費等ー補填(ほてん)された金額)の目安

・所得金額が200万円以上の方
(給与収入のみの場合、収入金額が3,112,000円以上の方)
(65歳以上で年金収入のみの場合、収入金額が3,200,000円以上の方) } → 10万円以上

・所得金額が200万円未満の方(給与・年金所得者は、上記収入金額より少ない方) → 所得金額の5%以上

①医療費控除の対象になる領収書(レシート)を揃えます *申告時、添付が必要

対象となるもの

- ・本人、または本人と生計が同じ家族・親族の分で、平成28年1月1日から12月31日までの間に実際に支払った金額
- ・医療機関で受けた診療の費用(出産のための定期健診、分娩費用も含む)
- ・薬局・薬店で医薬品(市販品も含む)を購入した費用
- ・通院のための電車やバスの交通費(日付、経路、金額を控えてあれば領収書不要)
- ・保険金、高額療養費など、医療費の補填(ほてん)を受けた場合は、そのことがわかる書類

認められないもの

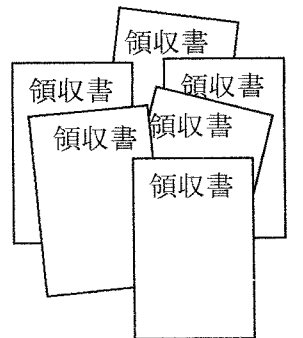
- ・治療と関係のない費用(本人都合による差額ベッド代、文書料など)
- ・予防関係の費用(予防接種の費用、栄養ドリンク・サプリメント等)
- ・タクシー代(急を要する場合や、電車やバスが利用できない場合は対象になる)

注意点

- ・寝たきりの方のおむつ代は、医師が発行する「おむつ使用証明書」があれば認められます。

②領収書を分類して集計する

医療を受けた人ごとに分け、医療機関・薬局ごとに合計額と補填(ほてん)額を集計してください。



●申告時のお願い

短時間に多くの方の申告受付を行うために、事業・農業・不動産所得のある方の収入・必要経費や、医療費控除を受ける方の医療費等は、あらかじめ領収書などを整理・集計した上で申告会場に来てください。事前に整理・集計していない方は、会場に集計用のテーブルや計算機を用意しますので、そこで整理・集計をしてください。